

【お知らせ】綾部市国民健康保険に加入している方へ

《高額療養費の申請方法が簡単になります》

令和7年11月診療分から初回のみ簡素化申請書を提出していただくことで、新しく発生する高額療養費はお手続きの必要がなく、自動的に指定の口座に振込みします。月ごとに領収書を添付して申請することが不要となります。

簡素化申請されると、最短で該当診療月から4か月後に自動で振込みとなります。



【その他注意事項】

- ・申請書に記載の注意事項をご確認の上、申請をお願いします。
- ・簡素化適用中は、振込がある場合のみ支給決定通知書を送付します。
- ・診療の審査状況等により、支給が遅れる場合があります。
- ・申請後、新たに無料低額診療※を利用した場合、再度申請が必要です。

※低所得者などに医療機関が無料または低額な料金によって診療を行う事業です。

- ・福祉医療については、これまで通り領収書を添付して別途申請が必要です。
- ・令和7年10月診療分までは簡素化の対象となりません。従来通り該当月ごとに領収書を添付して申請が必要です。

【お問い合わせ】

綾部市役所 市民・国保課 医療年金担当
0773-42-4246（直通）